

聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第四号

聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則（昭和五十二年聖籠町規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中1大学卒の部三専門職学位課程修了の項を次のように改める。

三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
-------------	---

別表第八中休職等の期間の欄を次のように改める。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

休職等の期間
条例第18条第1項の休職及び聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第10条第1項第1号に定める休暇の期間
専従許可を受けた期間
条例第18条第2項の休職及び勤務時間条例第13条に定める休暇（結核性疾患によるものに限る。）の期間
勤務時間条例第15条に定める休暇の期間
条例第18条第3項の休職及び勤務時間条例第13条に定める休暇（勤務時間規則第10条第1項第1号に定めるもの及び結核性疾患によるものを除く。）の期間
条例第18条第4項に定める休職の期間（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）